

(3) 担当部署

計 画 の 担 当 部 署	名 称	飯野海運株式会社 不動産営業グループ ビル事業チーム	
	連 絡 先	電 話 番 号	03-5408-0355
		ファクシミリ番号	03-5408-0378
		電子メールアドレス	billji3@ex.iino.co.jp
公 表 の 担 当 部 署	名 称	飯野海運株式会社 総務企画グループ 総務チーム	
	連 絡 先	電 話 番 号	03-5408-0763
		ファクシミリ番号	03-5408-0443
		電子メールアドレス	ikk_soumu3@ex.iino.co.jp

(4) 地球温暖化対策計画書の公表方法

公 表 方 法	<input checked="" type="checkbox"/> ホームページで公表	アドレス :	http://www.iino.co.jp	
	<input checked="" type="checkbox"/> 窓 口 で 閲 覧	閲覧場所 :	飯野海運株式会社 不動産営業グループ ビル事業チーム	
		所在地 :	港区芝公園1-7-13芝大門701ビル	
		閲覧可能時間	09:00 ~ 17:00(平日のみ)	
	<input type="checkbox"/> 冊 子	冊子名 :		
		入手方法 :		
<input type="checkbox"/> そ の 他				

(5) 指定年度等

指定地球温暖化対策事業所	2009	年度	事業所の 使用開始年月日	<input type="radio"/> 平成18年3月31日以前
特定地球温暖化対策事業所	2009	年度		<input checked="" type="radio"/> 平成18年4月1日 以降

2 地球温暖化の対策の推進に関する基本方針

当社は、経営理念の一つに「法令を遵守し社会と環境に十分配慮」、また、行動憲章の一つに「環境保全-当社の事業から生ずる環境の負荷を低減するため、内外の関連法規ならびに国際ルールを遵守し、海洋、大気、港湾、建造物、土壌の環境保全に努める」を掲げている。これに基づき、次の点を重視し温暖化対策に取り組む。

- ・ビルにおける省エネ対策
ビル所有者として可能な対策は優先的に行うと共に、テナトの協力が必要な対策についてはテナトと協議の上実施する。
- ・当社はISO14001を取得しており、省エネの普及・啓発について継続的に社員の意識の向上を図る。

3 地球温暖化の対策の推進体制

別紙参照

4 温室効果ガス排出量の削減目標（自動車に係るものを除く。）

(1) 現在の削減計画期間の削減目標

計画期間	2010 年度から	2014 年度まで			
削減目標	特定温室効果ガス	社員・入居テナントと一体となって運用対策を実施する事により、総量削減義務（8%見込み）以上の削減を目指す。 オナ-として： 共用部の照度低下及び照明時間の短縮 ビル空調時間の短縮及び給排気ファンの運転時間短縮 テナントとして： 事務室内の照度低下 事務室内の設定温度調整			
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	水道の使用及び下水道への排出については、社員に対し節水を啓蒙している。			
削減義務の概要	基準排出量	3,745	t（二酸化炭素換算）/年	削減義務率の区分	- 1
	排出上限量（削減義務期間合計）	17,230	t（二酸化炭素換算）	平均削減義務率	8.0%

(2) 次の削減計画期間以降の削減目標

計画期間	2015 年度から	2019 年度まで			
削減目標	特定温室効果ガス	社員・入居テナントと一体となって運用対策及び照明器具のLED化等を実施する事により、総量削減義務（17%見込み）以上の削減を目指す。			
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	現在と同様に引続き運用対策を実施することにより削減目標量を達成する。			

5 温室効果ガス排出量（自動車に係るものを除く。）

(1) 温室効果ガス排出量の推移

単位：t（二酸化炭素換算）

		2009 年度	年度	年度	年度	年度
特定温室効果ガス（エネルギー起源CO ₂ ）		3,618				
その他ガス	非エネルギー起源二酸化炭素（CO ₂ ）					
	メタン（CH ₄ ）					
	一酸化二窒素（N ₂ O）					
	ハイドロフルオロカーボン（HFC）					
	パーフルオロカーボン（PFC）					
	六ふっ化いおう（SF ₆ ）					
上水・下水		20				
合計		3,638				

(2) 建物の延べ面積当たりの特定温室効果ガス年度排出量の状況

単位：kg（二酸化炭素換算）/m²・年

	2009 年度	年度	年度	年度	年度
延べ面積当たり特定温室効果ガス年度排出量	103.3				

6 総量削減義務に係る状況（特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載）

(1) 基準排出量の算定方法

<input checked="" type="radio"/> 過去の実績排出量の平均値	基準年度：（ 2007年度、2008年度 ）
<input type="radio"/> 排出標準原単位を用いる方法	
<input type="radio"/> その他	算定方法：（ ）

(2) 基準排出量の変更

変更年度	年度	変更理由	
変更年度	年度	変更理由	
変更年度	年度	変更理由	

(3) 削減義務率の区分

削減義務率の区分	- 1
----------	-----

(4) 削減義務期間

2010 年度から 2014 年度まで

(5) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
特に優れた事業所への認定					
極めて優れた事業所への認定					

(6) 年度ごとの状況

単位：t（二酸化炭素換算）

		2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	削減義務期間合計
決定及び予定の量	基準排出量 (A)	3,745	3,745	3,745	3,745	3,745	18,725
	削減義務率 (B)	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	
	排出上限量 (C = A-D)						17,230
	削減義務量 (D = A × B)						1,495
実績	特定温室効果ガス排出量 (E)						
	排出削減量 (F = A - E)						

(7) 特定温室効果ガスの排出量の増減に影響を及ぼす要因の分析

省エネルギーの採用、空調運転開始時間の変更等を実施した結果、特定温室効果ガスの排出量が減少した。

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No	対策の区分		対策の名称	実施時期	備考
	区分 番号	区分名称			
1	120300	12_運転管理及び効率管理	コシエ運転時間の見直し	2010年4月より	
2	130100	13_空気調和の管理	省エネファンベルトへの更新	2008年度より実施	
3	130100	13_空気調和の管理	空調機運転時間の短縮(平均40分)	2010年9月より	
4	130100	13_空気調和の管理	夏の設定温度のを2年間で1度緩和(毎年0.5度)	2010年6月より	
5	130100	13_空気調和の管理	冬の設定温度のを2年間で1度緩和(毎年0.5度)	2010年12月より	
6	130300	13_換気設備の運転管理	給排気ファン運転時間の短縮	2010年4月より	
7	150200	15_照明設備の運用管理	ELVホールの照度調整	2010年8月より	
8	150200	15_照明設備の運用管理	外構照明の点灯時間見直し	2010年6月より	
9	150200	15_照明設備の運用管理	下層階共用部の点灯時間見直し	2010年8月より	
10	150200	15_照明設備の運用管理	上層階事務所内照度を700 lxに調整	2010年8月より	
11	150200	15_照明設備の運用管理	公共部照明のLED化	未定	
12	150200	15_照明設備の運用管理	B2F共用廊下照明に人感センサー採用	未定	
13	150300	15_事務用機器等の管理	自動販売機の消灯	2010年8月より	
14	180100	18_排出量取引		未定	
15	180200	18_その他	夏場の便座保温OFF(現在温度低)	2010年8月より	

8 事業者として実施した対策の内容及び対策実施状況に関する自己評価（自動車に係るものを除く。）

当社では、経営理念の一つである「法令に遵守し社会と環境に十分配慮」に基づき、日頃から地球温暖化対策につき積極的に取り組んでいる。

具体的には以下内容の通り取り組んだことにより、社員及びテナト事業者従業員の省エネに対する意識向上に寄与することができた。

〔1〕事業所での省エネの取組

- （1）地球温暖化対策会議（オーナーとテナト）を開催し以下実施
 - ビル空調時間の短縮及び給排気ファン運転時間の短縮
 - テナト事務室の照度低下
 - テナト事務室の設定温度調整
- （2）省エネ対策小委員会（オーナー）を開催し以下実施
 - 共用部の照度低下
 - 共用部の照明時間の短縮

〔2〕社員・入居テナトに対する環境意識向上のための啓蒙活動

当社は、ISO14001を取得しており広く社員に対し、省エネの普及・啓蒙について意識の向上を図っており、昼休み中の消灯及び事務室内温度調整を行っている。

また、入居テナト及び館外よりの顧客に対しても、同意識向上の為、省エネポスターを掲示している。

9 自動車に係る地球温暖化の対策

(1) 自動車を自ら使用する場合の地球温暖化の対策

対策内容	
------	--

(2) 他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策

ア 基本方針

基本方針	商品等の搬入時には、低公害・低燃費車を使用することをテナントに対して求める。 アイドリングストップ及びエコドライブの徹底についてテナントを通じて運送業者に求める。
------	--------------------------------------------------------------------------------------

イ 他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策

		取組状況				
		実施中	今後実施	検討中	実施しない	該当しない
<input type="checkbox"/> 自らの貨物等の搬入のため他者の自動車を利用しているとき。 <input checked="" type="checkbox"/> 施設利用者等の貨物等の搬入等のため指定地球温暖化対策事業者以外の者の自動車を利用しているとき。						
低公害・低燃費車等の利用割合の向上	低公害・低燃費車の利用割合の向上					
	テナントを通じて運送業者に協力を求める					
	環境負荷の大きな自動車の利用抑制					
	テナントを通じて運送業者に協力を求める					
物流効率化の推進による交通量の抑制	積載効率向上の為、過度の包装等を見直すよう、施設利用者等に対して働きかける					
エコドライブの推進	エコドライブの推進を求める掲示物を施設内に掲示する					
体制の整備	施設利用者に対してエコドライブの推進等を働きかける					
貨物輸送以外の自動車交通量対策	当ビルは駅より近い為、来訪者の自動車使用を抑制する為の取組を行う					
事業所に搬入される貨物等1トンキロ当たりの二酸化炭素(CO ₂)排出量						kg / t・km